

第906回教育委員会定例会会議録

1 招集日時 平成30年5月16日(水)午後1時30分

2 招集場所 教育委員会会議室

3 出席者 高橋教育長, 伊藤委員, 奈須野委員, 齋藤委員, 千木良委員, 小室委員

4 説明のため出席した者

高橋教育次長, 松本教育次長, 布田総務課長, 佐々木教育企画室長, 佐藤福利課長,
中村教職員課長, 奥山義務教育課長, 伊藤高校教育課長, 目黒特別支援教育課長,
相馬施設整備課長, 駒木スポーツ健康課長, 小野寺生涯学習課長, 須田技術参事兼文化財課長 外

5 開 会 午後1時30分

6 第905回教育委員会会議録の承認について

高橋教育長 (委員全員に諮って) 承認する。

7 第906回宮城県教育委員会定例会会議録署名委員の指名, 議事日程について

高橋教育長 伊藤委員及び千木良委員を指名する。
本日の議事日程は, 配付資料のとおり。

8 秘密会の決定

6 議事

第1号議案 職員の人事について

第2号議案 県立高等学校学校将来構想審議会委員の人事について

第3号議案 宮城県いじめ防止対策調査委員会委員の人事について

第4号議案 就学支援審議会委員及び専門委員の人事について

第5号議案 宮城県特別支援教育将来構想審議会委員の人事について

高橋教育長 6 議事の第1号議案ないし第5号議案については, 非開示情報等が含まれているため, その審議等については秘密会としてよろしいか。

(委員全員に諮って) この審議については, 秘密会とする。

秘密会とする第1号議案については, 本日速やかに処理する必要があるため, 先に第1号議案の一部を審議することとし, 残る案件は, 9の次回教育委員会開催日程の決定後に説明を受けることとしてよろしいか。

(委員全員異議なし)

※ 会議録は別紙のとおり(秘密会のため非公開)

9 教育長報告

(1) 石巻市立大川小学校への対応について

(説明者: 高橋教育次長)

「石巻市立大川小学校訴訟への対応について」御説明申し上げます。資料は, 1ページから4ページである。

はじめに, 石巻市立大川小学校の事故により亡くなられた児童, 教職員, 地域の皆様の御冥福をお祈りするとともに, 御遺族の方に心よりお悔やみを申し上げます。資料1ページを御覧願いたい。1の事件の概要及び2の事案の経過については記載の通りである。3の第一審判決の内容等であるが, 市と県が連帯して14億2千万円余りと遅延損害金を支払うこととされ, その判断理由として3の(2)に記載の内容が示された。一審では, 事前防災に関して過失等は認定されず, 地震直後の午後3時30分以降の教職員の避難誘導に過

失があったとされたところである。

この一審判決に対し、原告・被告ともに控訴し、資料2ページの5に記載したように4月26日に控訴審判決が示された。その内容は、市と県が連帯して14億3千万円余りと遅延損害金を支払うこととされ、その主な判断理由として、(1)ロの(イ)から(ニ)に記載した内容が示された。当時発生が想定されていた宮城県沖地震の規模でも津波は予見でき、市のハザードマップ等を学校独自の立場から、その信頼性等について検討することが要請されていたとし、大川小の校長、教頭、教務主任は、想定された地震により発生する津波から、児童の生命・身体の安全を確保すべき義務を負っていたとしている。また、市教委は大川小の危機管理マニュアルの不備の是正を指示・指導すべき立場にあったが、これらを懈怠した過失があると認定している。

このことにより石巻市に対して損害賠償を命じ、県も校長等の給与等を負担していたということで、国家賠償法3条1項の規定により損害を賠償する責任があるとされている。この判決に対して、石巻市では、資料4ページの(2)イにあるとおり、津波の予見可能性、安全確保義務などに関して受け入れることができないとし、石巻市の防災計画やまちづくりの根底に関わる重大な内容を含んでいることや仙台高裁における他の津波訴訟判例とは異なる独自の法的見解をしていたこと等を勘案し、上告し最高裁判所の判断を仰ぐべき事案として市長が市議会に提案し、5月8日の市議会において上告することが可決されたところである。

県としても、学校の設置者である石巻市の判断を最大限に尊重し、ロ及びハにある津波の予見可能性や安全確保義務などについて、受け入れがたいところがあること、また、ニにあるとおり、第一審と控訴審判決では着眼点が大きく異なり、この判決が本県だけにとどまらず、全国の教育現場に大きな義務を課すことになることから上告し、最高裁判所において改めて判断を求めるべきと考え、5月9日に宮城県議会議員全員協議会を開催し、知事の専決処分により上告する旨を県議会議員の皆様に御説明した。そして、翌日の5月10日に、石巻市とともに上告状等を裁判所に提出したところである。今後は、裁判所から送達される上告提起通知書などを受け取ってから50日以内に、上告理由書等を提出することになる。

上告に関しては以上となるが、県教育委員会としては裁判の進行とは別に、今回の事故を後世への厳しい教訓として真摯に受け止め、二度とこのような災害で児童をはじめ県民の生命が失われることのないよう、防災教育の充実や学校の防災管理体制の構築にさらに取り組んでいく。

本件については、以上である。

(質 疑) | 質疑なし

10 課長等報告

(1) 平成31年度県立高等学校組織編制計画について

(説明者：教育企画室長)

「平成31年度県立高等学校組織編制計画について」御説明申し上げる。資料は、1ページから2ページである。この組織編制計画については、中学校卒業者数の減少に伴う「学級減」及び生徒の多様なニーズ等に対応するための「学科改編等」から構成するものである。はじめに、資料1ページを御覧願いたい。

「1 学級減の措置」については、石巻地区の石巻工業高校機械科を1学級の減とするもので、生徒の志願状況や地域における中学校卒業者数の推移を踏まえた措置である。高校所在市町の関係者には、これまでに説明を行い、御理解をいただいている。

「2 学科改編等」については、(1)富谷高校において、学校全体として国際理解教育を推進する趣旨から、現在、普通科に設置している人文、国際、理数の3つのコース制を廃止し、類型制を導入するものである。コースは廃止されるが、2年次に同じく3つの類型から生徒の興味・関心や進路希望に応じて選択する。

(2)仙台二華高校においては、生徒の多様な進路希望等に応じた選択科目を開講し、学びの充実を図るため単位制を導入するものである。また、昼間の定時制である(3)石巻北高校飯野川校には様々な入学動機を有する生徒が入学してくることから、生徒の多様な学習ニーズや進路希望に対応するため、単位制を導入するものである。

なお、この組織編制計画については、昨年度までは6月の教育委員会定例会及び7月の県議会文教警察委員会を経て、7月上旬に公表していたものであるが、中学校などの関係者に対して早期に情報提供を行い、

入試等に係る事務の円滑化を図るため、今年度から時期を前倒しで公表することとしたものであり、この後、5月21日開催の県議会文教警察委員会で報告し、記者発表を行いたいと考えている。

本件については、以上である。

(質 疑) 質疑なし

(2) 平成31年度(平成30年度実施)宮城県公立学校教員採用候補者選考の出願状況について

(説明者：教職員課長)

「平成31年度(平成30年度実施)宮城県公立学校教員採用候補者選考の出願状況について」御説明申し上げます。資料は、3ページである。

今年度実施する平成31年度宮城県公立学校教員採用候補者選考であるが、1の(1)にあるように募集期間を4月20日(金)から5月10日(木)として募集を行った。第1次選考・第2次選考の実施日及び会場については1の(2)及び(3)に記載のとおりである。

出願状況については、2の(1)にあるように採用予定数315名程度に対し2,076名の出願となっており、6.59倍の倍率となっている。特徴としては、2の(2)に示す小学校の「地域枠」について、昨年からの継続の地域枠気仙沼は4名の採用予定者数に対し24名の出願があり6.0倍の倍率、今年度から新設の地域枠東部は5名の採用予定者数に対し53名の出願があり10.6倍の倍率になっている。また小学校の「特別支援学校枠」については、10名の採用予定者数に対し67名の出願があり、6.7倍の倍率となっている。さらに今年度新設した中学校、中・高、高等学校の特別支援学校枠について、若干名の採用予定者数に対し中学校40名、中・高42名、高等学校29名の出願となっており、いずれも高い倍率となっている。

この点については昨年度実施した採用選考や大学説明会及びMIYAGI Seminar等の説明会を通して、採用枠への理解がなされ、今年度、さらにメディア等で取り上げていただいた中で、志の高い受験者の応募につながっているものと考えている。

今後については、2の(3)のとおり7月21日(土)に行う第1次選考の受験につながるよう教職員課で運用している教員採用選考のHP及び「チーム学校を支える先生たち」・「各教育事務所PR動画」等のサイトを活用し、情報発信を継続していく。

本件については、以上である。

(質 疑)

奈須野委員 資料3ページに記載されている出願者数の中に、仙台市に出願した人数も含まれているのか。

教職員課長 仙台市に出願した人数は含まれていない。県の出願期間の締め切りは5月10日となっているが、仙台市の出願期間の締め切りは県よりも遅くなっており、現在も出願を受け付けている。

奈須野委員 出願は県と仙台市の何れにも申請することができるのか。

教職員課長 出願を県と仙台市の両方に申請することは可能であるが、第1次選考を受験する際は分かれることとなっている。

高橋教育長 出願者が全員受験していただくことを期待したいと思う。

1.1 資料(配布のみ)

(1) 教育庁関連情報一覧

(2) 算チャレ2018

(3) 平成30年3月高等学校卒業者の就職内定状況(3月末現在)

(4) 平成30年度国民体育大会東北ブロック大会兼第45回東北総合体育大会について

(5) 美術館特別展「ディズニー・アート展 いのちを吹き込む魔法」

1.2 次回教育委員会の開催日程について

高橋教育長 | 次回の定例会は、平成30年6月15日（金）午後1時30分から開会する。

13 閉 会 午後2時27分

平成30年6月15日

署名委員

署名委員